

# 小樽都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）

### の概要について

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」と言います。）」は、北海道が定める都市計画です。

北海道では、現在の小樽都市計画区域の「整開保」の目標年が平成22年であることから、平成22年3月頃を目途として、見直しを予定しています。

小樽市では、北海道が今回「整開保」を見直すに当たり、小樽市の素案（見直し案）を北海道に提出する予定です。

このため、小樽市の素案をまとめるに当たって、市民の皆様にご意見を募集し、反映したいと考えています。

なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。重複したご意見を適宜取りまとめた上で、素案への反映の考え方を公表する予定です。

次ページ以降に、「小樽都市計画 整開保（素案）の概要」について説明しています。



## 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）とは

長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画区域における都市計画の基本的な方向を示すものです。

整開保には、都市計画相互のきめ細やかな調整を図り、総合性・一体性を確保するために、

### 都市計画の目標

（都市づくりの基本理念、目指すべき都市の将来像を記載）

### 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無とその方針

（おおむね10年先（目標年）の人口、産業及び市街化区域の規模を記載）

### 主要な都市計画の決定の方針

（用途地域などに関する都市計画、根幹的な道路や下水道などの都市施設に関する都市計画、市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針などを記載）

などについての基本的な考え方を記載しています。

都市計画区域における都市計画は、すべてこの方針に即して定められることとなります。

### 都市計画区域（都市計画法第5条）

- 健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を円滑に行うため、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域のことをいいます。

- 以下のとおり、小樽市は、「札幌圏」と「小樽」の2つの都市計画区域を有しています。

**札幌圏都市計画区域**：札幌市、江別市、北広島市、石狩市

小樽市の一部（銭函4、5丁目の石狩湾新港地域）

**小樽都市計画区域**：小樽市（銭函4、5丁目の石狩湾新港地域を除く）



## 2 整開保の見直しについて

整開保は、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査などを行い、都市計画区域における人口、産業の現状、課題を把握するとともに将来見通しを勘案し、その目標年次までに定期的に見直し行うこととしております。

本区域では、平成16年に策定され、今回が1回目の見直しとなります。

北海道では、次回の目標年である平成22年までに見直しを行うこととしています。

### 3 小樽都市計画 整開保（素案）の概要

#### 【素案（見直し案）の概要】

##### 都市計画の目標

小樽市の今後10年間を見据えたまちづくりの方向性を示す「第6次小樽市総合計画（平成21年4月策定）」などを踏まえ、基本理念を以下のとおりとしました。

人・もの・情報の交流でにぎわう、国内・国際交流の拡大を目指すとともに、まちなかのにぎわい創出、まちなか居住などによる中心市街地の活性化や、今後予定される北海道新幹線の整備にあたっては、魅力あるまちづくりや適切な土地利用を図る必要がある。

このことから、将来都市像を「歴史と文化が息づく、健康、にぎわい、協働のまち」として、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

##### 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無とその方針

###### 1) 区域区分の有無

区域区分の決定の有無については、平成12年の都市計画法の改正により、地域の実情に応じて都道府県（北海道）が選択できることとなりました。

小樽市では、区域区分の有無とその判断の根拠を以下のとおりとしました。

本都市計画区域に区域区分を定める。

本区域は、地形的に東西に細長く、大部分が山地や丘陵地によって占められ、平地が極めて少ない地形であり、このような土地利用の制約の中で、コンパクトな市街地を形成してきている。

現市街地においては、現状を維持することを基本としつつ、必要に応じて計画的な市街地の充実・整備を図り、今後とも無秩序な市街地の拡大を抑制し、農林漁業との健全な調和を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

###### 2) 区域区分の方針

おおむね10年先（目標年）の人口などを見通して、それを適切に収容できるよう市街化区域の規模を定めます。

小樽市では、小樽都市計画区域の市街化区域の規模は、変更しないものとしました。

表-1 将来人口推計

平成32年の人口は小樽市独自推計

年次	平成17年（基準年）	平成32年（目標年）
都市計画区域内人口	142.2千人	116.7千人
市街化区域内人口	140.9千人	115.8千人

表-2 将来の市街化区域の規模

年次	平成21年（現在）	平成32年（目標年）
市街化区域面積	3,848ha	3,848ha

**区域区分の見直しにかかる小樽市の方針など、詳細につきましては、「小樽都市計画 区域区分（素案）」をご覧ください。**

## **主要な都市計画の決定の方針**

「主要な都市計画の決定の方針」の構成及び主な変更点は、以下のとおりです。  
詳しくは、閲覧資料の整開保の新旧対照表をご覧ください。

### **1 土地利用**

- (1) 主要用途の配置の方針
- (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- (3) 市街地における住宅建設の方針
- (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### **主な変更点**

- ・ 小樽市中心市街地活性化基本計画を踏まえ、記述を変更しました。
- ・ 北海道新幹線に関する記述を加えました。
- ・ 大規模集客施設の立地制限についての記述を加えました。
- ・ 臨港地区の土地利用に関する記述を加えました。

### **2 都市施設**

- (1) 交通施設
  - (2) 下水道及び河川
  - (3) その他都市施設
- 以上の基本方針、主要な施設の配置方針、整備目標

#### **主な変更点**

- ・ 人口の減少や急速な高齢化の進行、施設の老朽化など本区域を取り巻く環境が変化しており、多様化する都市の課題を踏まえた記述に変更しました。
- ・ 北海道新幹線に関する記述を加えました。

### **3 市街地開発事業**

- (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針
- (2) 市街地整備の目標

#### **主な変更点**

- ・ 市街地開発事業の完了等を踏まえ、記述を変更しました。

### **4 自然的環境の整備又は保全**

- (1) 基本方針
- (2) 主要な緑地の配置方針
- (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針
- (4) 主要な緑地の確保目標

#### **主な変更点**

- ・ 目標年の変更等により、記述を変更しました。